

資料 22 仮置場必要面積の算定方法

<例 1>

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

集積量 = 災害廃棄物の発生量 - 処理量

処理量 = 災害廃棄物の発生量 \div 処理期間

見かけ比重 : 可燃物 **0.4** (t/m³)、不燃物 **1.1** (t/m³)

積み上げ高さ : **5m**以下が望ましい。

作業スペース割合 : **0.8~1**

<例 2>

$$\text{面積} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 = がれき発生量 - 年間処理量

年間処理量 = がれき発生量 / 処理期間

見かけ比重 : 可燃物 **0.4** (t/m³)、不燃物 **1.1** (t/m³)

注 : 厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書 (8年度)」の値

積み上げ高さ : **5m**

注 : 厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書 (8年度)」の値

作業スペース割合 : 作業スペース割合 **1 (100%)**

注 : 仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に同等の作業スペースを加える。

<例 3>

$$\text{必要面積} = \text{保管対象物発生量 (m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ[A]} \div \text{保管面積の割合[B]}$$

[A]積み上げ高さ : 上限 **5.0m**程度 (可燃物は上限 **3.0m**程度)

[B]保管面積の割合 : **60%** (敷地全体に占める作業部分、動線部分等を除いた割合)

※場内道路 (鉄板敷の場合幅 **4.0m**程度) 及び仮設処理施設 (仮設焼却炉の場合 **5,000~10,000 m²**) についても考慮すること。

◆仮置場面積の推計

がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要はなく、必要面積の50%を目途に確保する。

備考 : 「災害廃棄物対策指針」技術資料 **1-14-4** (環境省) より作成